

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	豊川 祥隆
論文題目	ヒューム哲学の方法論——印象と人間本性をめぐる問題系		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、ヒュームの印象概念と人間本性概念に着目し、その哲学の主張と手法を検討しようとするものである。本論文は二部からなり、第一部「印象の論理」(第一章～第四章)では、ヒュームの「印象」と「観念」の用法を精査し、それらが「感覚」や「感じ」として現れないものの把握にいかに関わることができるかを考察する。また、第二部「人間本性を離れて」(第五章～第七章)では、「因果規則」と「無差別の自由」と「偶然」を取り上げる。それらの話題は、ヒュームが自身の本来の考察対象である「人間本性」から離れて別の視点から論を進めているように見えるものであり、その考察を通して、ヒュームの意図の解明に努める。</p> <p>各章の内容は、次のとおりである。</p> <p>第一章「「実定性」の問題——黒の認識をめぐる」では、知覚の「実定性」に関するヒュームの視点を取り上げる。「黒」や「暗闇」の観念に関する発言に見られるヒュームの「実定性」の考え方は、彼の立場が、現象主義的観念説とは別に、ある種の自然学的体系を踏まえたものであることを示唆する。ここから、ヒュームが非現象的なものをも扱おうとしていることが確認されるが、その一方で、ヒュームにおいては関係の把握と観念説との関係が明確ではなく、彼が関係の把握をどう捉えていたかについては多々議論の余地があることが明らかになる。</p> <p>第二章「ヒュームの関係理論再考——関係の印象は可能か」では、「関係の把握」を考察する。ヒュームが「関係の観念」を用いる以上、彼が第一原理とする「コピー原理」に基づけば、それに対応する印象が存在しなければならないが、それを得ることはできない。にもかかわらず、ヒュームはあくまで「関係の印象は存在する」とする立場をとる。この問題は、「穏やかな情念」に類する印象を補完的に想定することによって、調停することができる。その印象は、われわれの本性的直観能力に基づくある種の「感じ」として捉えられる。</p> <p>第三章「ヒュームの自然主義解釈の再考」では、ヒューム哲学解釈の一つの立場である自然主義解釈を取り上げ、その妥当性を吟味する。ストラウドやマウンスの後期自然主義解釈は、心的作用や志向性を十全に扱えないとして観念説を自然主義と対立するものと見、ヒューム哲学のこの面を批判する。しかし、第二章で検討した「穏やかな情念」の性質を勘案し、印象の性質をより広義に採るなら、彼らの批判をかわしつつ、経験を手段として人間本性を捉えようとするヒュームの意図を救い出すことができる。</p>			

第四章「必然的結合のゆくえ——その印象と観念の関係」では、ヒュームの因果論に現れる「必然的結合」の知覚を考察する。「必然的結合」に対して試みられる「印象解釈」と「様式解釈」には、いずれも難点がある。より難点の少ない印象解釈を採るとしても、そこにもコピー原理に関わる、印象と観念の内容の不一致の問題がある。この問題を解決するため、コピー原理を修正して、必然的結合の印象を単純印象と見、必然的結合の観念を、因果推論の様式の分析結果として、複合的と見ることを提案する。

第五章「ヒューム哲学における二つの「原因」」では、ヒュームが因果論の結論部において原因を定義する際の原因概念と、因果関係についての判断規則を提示する際の原因概念とを、対比的に考察する。前者がわれわれの本性的因果推論に基づくのに対して、後者は理性による正当化に基づくものと見られる。これら二つの原因概念が含意する関係性、それらに到達するために必要な認識原理、それらが担う役割の違いは、ヒュームが「一般人」のあり方に依拠する人間本性の原理の探求から、理性的反省による修正可能な領域へと「移行」したことを示すと見られる。

第六章「無差別の自由とヒューム哲学」では、無差別の自由に関するヒュームの見解を考察する。ヒュームは無差別の自由を端的に否定するが、行為においてわれわれが無差別の自由を感じていることを認める。この事態は、人間本性に基づく一般人の態度と、理性的反省によってより正確な認識を目指す哲学者の態度の対立を意味する。第五章での「移行」とは異なり、ここにはわれわれの認識的態度の混同と、必然性の原理の正当性に対する姿勢のぶれが認められる。この問題は、一般人の立場と哲学者の立場の区別と役割に対するヒュームの考察の不十分さによると推断される。

第七章「ヒューム哲学と偶然の問題」では、ヒュームによる偶然の否定の論理を追う。ここでもヒュームは「人間本性」を探究する視点とは異なる視点を示し、偶然を原因の欠如とするとともに、一般人の言う偶然は哲学者の考える隠れた原因を想定しないことによるとする。ここにはいくつかの対立する言説が見出され、その考察から反ってヒューム哲学の背後にわれわれと他者が混じり合う領域があり、知識の公共性と人間本性とがそこにおいて折り合わされていると見られる。主観的観念説の枠組みだけでは捉えられない人間のあり方が、ここに見られようとしている。

(論文審査の結果の要旨)

デイヴィッド・ヒュームの観念説は、心像論的特徴を顕著に持ち、観念は印象を源泉として持つという「コピー説」を原則とする。そのため、デカルトやロックが「観念」を広義に用い、感覚や心像等とともに可想的観念(概念)にあたるものを容認する視点から観念説的考察を深めていったのに対し、同じく心像論を採るバークリ同様、その心像論ゆえにある視点から事象の差異と関係をより鮮明に捉えることができるという面とともに、それによって捉えきれない事象に対して、その扱いが不十分になりかねないという難点を持つ。しかし、このような長所・短所を持つヒュームの心像論的観念説は、イギリス経験論の重要な結節点の一つであっただけでなく、歴史的にはカントの「独断のまどろみ」を覚ますという役割を担い、また分析哲学の方法論に影響を与えた。それらの点からしても、『人間本性論』や『人間知性研究』に見られるヒュームの視点と論理を解明することは、今日でもなお重要な課題であり続けている。

本論文は、この課題に応えるため、一方では、ヒュームの印象概念・観念概念が、「感覚」や「感じ」としては現れそうにないものの把握にいかに関わることができるかを論じる(第一部「印象の論理」)。他方、申請者によれば、ヒュームには、人間本性の探究の基本的視点(基本原理・基本的方法)とは異なる視点から人間を捉えていると思われる言説が多々認められる。そこで、申請者は論文後半部分で、そうした「人間本性を離れた」、人間本性に反すると思われるヒュームの言説——「因果規則」、「無差別の自由」、「偶然」に関する——を取り上げ、そこに見られるヒュームの意図を考察する(第二部「人間本性を離れて」)。

申請者は、このような明確な問題意識のもと、第一部では「黒」の観念、「関係」の観念、「必然的結合」の観念を取り上げ、その考察から、観念に対応する「印象」を感覚や心像として認めることが難しい諸観念を、〈観念は印象に由来する〉とするヒュームの基本原理とどのように折り合わせるかが、「穏やかな情念」に類するものを勘案することによって試みられる。他者の哲学を理解し、そこから何らかの有効なものを取り出そうとするとき、そこに見出される不整合・矛盾と見られるものを、当該哲学者の基本的発想の中で、最大限の努力を払って整合するものとして理解しようと努めることは、重要な作業であるとともに、必ずしも容易なものではない。申請者は、二次文献にも広範に目を向けながら、原典の読解に努め、緻密にこの作業を進め、ヒュームの枠内でその整合的視点を確保することを、高いレベルにおいて試みている。

その一方で、申請者は、ヒュームが「人間本性」を捉えようとするときの基本的視点から「離れている」と言わざるをえないヒュームの言説にも、目配りを忘れていない。「因果規則」、「無差別の自由」、「偶然」に関するヒュームの見解に見られる

視点の違いに対して、申請者はそこに、「一般人」の見方と「哲学者」の見方の、視点と把握の差異がどのように関わっているかを、丁寧に読み解こうとする。例えば、ヒュームの原因概念が、そうした複合的視点からヒュームが事柄を捉えた結果であるという知見は、ヒュームの言説に認められる「混乱」を単なる「混乱」と見るのではなく、今後のわれわれの方向づけに資するような仕方ですべてを整理する上で、重要な貢献をなすものと思われる。

以上のように、申請者は、解明の視点が緻密であればあるほど「問題的」に見えかねないヒューム哲学に対して、いくつかの明確な視点からこれを整理し、そこに見られる諸問題を解決するための方途を示す積極的な試みを進めている。その読みの緻密さ、二次文献に対する堅実な対応も含めて、本論文は、今後のヒューム研究に資する内容を、確実に有していると考えられる。もとより、本論文は、ヒュームを批判的に理解するための基本的視点を定めようとしたものであって、心像論的視点の可否、「人間本性」という言葉の意味範囲の限定を含め、さらに考察を進めるべき課題は少なくない。しかし、申請者による内在的整合性拡張の試みは、ヒューム哲学理解の範囲に留まるものではなく、それを越えたさらなる課題に応えるための重要な礎となりうることが期待されるものであり、申請者の今後のさらなる研鑽が期待される。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成28年1月28日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降